無菌製剤処理が必要な処方箋調剤に関する事項

他の薬局を紹介する場合の手順書（例）

　当薬局では、自局内に無菌製剤処理が必要な処方箋調剤を行うための無菌調剤室、クリーンベンチ、安全キャビネットの設置及び、同処方箋調剤の共同利用の無菌調剤室の契約を行っていないため、同処方箋については無菌製剤処理が実施可能な以下の薬局を紹介することにより無菌製剤処理に係る処方箋調剤に対応するものとする。

【手順】

１　無菌製剤処理が必要な薬剤の処方箋が提示された場合、自局で対応できない旨を患者に説明し、実施可能な薬局を紹介することの同意を得る。

２　紹介先薬局に連絡し、当該調剤を実施することが可能であることを確認し、患者を紹介することを伝える。

【紹介先の薬局】

薬局の名称：〇〇薬局

所在地：東京都〇〇区〇〇町〇〇ー〇〇―〇〇

電話番号：〇〇―〇〇〇〇―〇〇〇〇

開局時間：午前〇時から午後〇時

交通アクセス：最寄り駅　〇〇線〇〇駅から徒歩〇分

設備：~~クリーンベンチ~~・無菌調剤室・~~安全キャビネット~~

３　患者に紹介先薬局の情報を伝え、適切に案内する。

４　対応した結果を記録する。